

改正案

現行

<p>（放送番組の保存）</p> <p>第一条 放送法（以下「法」という。）第十条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による放送番組の保存は、次に掲げる放送番組（放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）及び法第八条に規定する放送事業者（同項において準用する同条の規定が適用される場合における日本放送協会（以下「協会」という。）を含む。）にあつては、第二号に掲げる放送番組を除く。）につき、録音又は録画をした物を保存する方法によつてしなければならない。</p> <p>一 経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項 その他総務省令で定める事項のみを内容とする放送番組以外の放送番組</p> <p>二 法第六条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）に規定する放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）が放送番組の内容を確認することができるように要求した放送番組</p> <p>三 法第九条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による訂正又は取消しの放送の放送番組</p> <p>（出資の対象）</p> <p>第二条 法第二十二條に規定する政令で定める事業は、次のとおり</p>	<p>（放送番組の保存）</p> <p>第一条 放送法（以下「法」という。）第五条の規定による放送番組の保存は、次に掲げる放送番組（放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）及び法第三条の五に規定する放送事業者にあつては、第二号に掲げる放送番組を除く。）につき、録音又は録画をした物を保存する方法によつてしなければならない。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 法第三条の四第一項に規定する放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）が放送番組の内容を確認することができるように要求した放送番組</p> <p>三 法第四条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の放送番組</p> <p>（出資の対象）</p> <p>第二条 法第九条の二の二に規定する政令で定める事業は、次のと</p>
---	---

とする。

一 協会の委託により、放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業

二 協会に対し、放送番組の制作に必要な装置又は放送に必要な施設を供給する事業

三 法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備を協会の法第十五条に規定する国内基幹放送の業務の用に供する事業

四 協会の委託により、又は協会と共同して、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う事業

五 協会の委託により、受信料の徴収に関する業務又は協会の業務に係る情報の処理に関する業務を行う事業

六 協会が放送をすることを主たる目的とする公開演奏会その他の催しを主催する事業

七 協会の委託により、放送の普及発達に必要な周知宣伝又は出版を行う事業

八 協会の委託により、放送番組の編集に必要なニュース及び情報を集し、又はこれを協会以外の者と交換する事業

九 協会の委託により、放送番組及びその編集上必要な資料を基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）又は基幹放送局提供事業者の用に供し、若しくは外国放送事業者に提供し、又は協会の調査研究の成果を一般の利用に供する事業

十 協会の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、若しくは頒布し、又はこれを有線送信する事業（次号及び第

おりとする。

一 日本放送協会（以下「協会」という。）の委託により、放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業

二（同上）

三 協会の委託によりその放送番組を送信する受託国内放送を行う事業

四 協会の委託により、又は協会と共同して、放送（委託して放送をさせることを含む。第七号において同じ。）及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う事業

五（同上）

六 協会が放送し、又は委託して放送させることを主たる目的とする公開演奏会その他の催しを主催する事業

七（同上）

八（同上）

九 協会の委託により、放送番組及びその編集上必要な資料を一般放送事業者の用に供し、若しくは外国放送事業者に提供し、又は協会の調査研究の成果を一般の利用に供する事業

十（同上）

十二号に掲げるものを除く。)

十一 法第二十条第二項第二号に規定する既放送番組等（次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業（放送に該当するものを除く。）

十二 既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する事業

十三 協会の放送設備を使用してテレビジョン多重放送を行う事業

（放送債券に関する会社法及び社債、株式等の振替に関する法律の準用）

第三条 放送債券に関しては、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四編、第七編第二章第七節、第八百六十八条第三項、第八百六十九条、第八百七十条（第三号及び第十号から第十二号までに係る部分に限る。）、第八百七十一条（第一号を除く。）、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条（第一号及び第三号を除く。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条並びに社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第八十四条（第四項を除く。）、第八十五条、第八十六条及び第八十六条の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

十一 法第九条第二項第二号に規定する既放送番組等（次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業（放送及び有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律百十四号）第二条第一項に規定する有線放送に該当するものを除く。）

十二 （同上）

十三 （同上）

（放送債券に関する会社法及び社債、株式等の振替に関する法律の準用）

第三条 （同上）

表 (略)

(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)

第四条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法(準用会社法(前条において準用する会社法をいう。以下同じ。))第六百七十七条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)により提供しようとする者(次項において「提供者」という。)は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 準用会社法第六百七十七条第三項
- 二 準用会社法第七百二十一条第四項
- 三 準用会社法第七百二十五条第三項
- 四 準用会社法第七百二十七条第一項
- 五 準用会社法第七百三十九条第二項

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(電磁的方法による通知の承諾等)

第五条 準用会社法第七百二十条第二項の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者(次項において「通知発出者」という。)は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通

表 (同上)

(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)

第四条 (同上)

- 一 (同上)
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)

2 (同上)

(電磁的方法による通知の承諾等)

第五条 (同上)

知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(地方放送番組審議会の設置地域)

第六条 法第八十二条第二項に規定する政令で定める地域は、別表各号に掲げる区域とする。

(資料の提出)

第七条 法第七十五条(法第八十一条第六項において準用する場合を含む。)の規定により総務大臣が資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 協会 次に掲げる事項

イ 法第五条第一項(法第八十一条第六項において準用する場合を含む。)に規定する番組基準、法第六条第三項(法第八十一条第六項において準用する場合を含む。)に規定する放送番組の編集に関する基本計画に関する事項

ロ 審議機関の組織及び運営に関する事項、その議事の概要並びにその答申又は意見に対して講じた措置に関する事項

ハ 法第九条第一項(法第八十一条第六項において準用する場合

2 (同上)

(地方放送番組審議会の設置地域)

第六条 法第四十四条の二第二項に規定する政令で定める地域は、別表各号に掲げる区域とする。

(資料の提出)

第七条 法第五十三条の八の規定により総務大臣が資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 協会 次に掲げる事項

イ 法第三条の三第一項に規定する番組基準、法第三条の四第三項に規定する放送番組の編集に関する基本計画に関する事項

ロ (同上)

ハ 法第四条第一項の規定による訂正又は取消しの放送に関する

合を含む。)の規定による訂正又は取消しの放送に関する事項

ニ 法第二十条第一項第三号、第二項及び第三項の業務の実施状況(放送番組の内容に関する事項を除く。)

ホ 国際放送及び協会国際衛星放送の実施状況の概要

ヘ 法第五十二条、第五十四条又は第五十五条の規定によつてした役員の任免に関する事項

ト 法第六十四条の規定による受信契約に関する事項

チ 法第八十一条第二項に規定する世論調査に関する事項

二 学園 前号ハに掲げる事項

三 基幹放送事業者(協会及び学園を除く。ニにおいて同じ。)

次に掲げる事項(法第八条に規定する放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。)

イ 第一号イ及びロに掲げる事項

ロ 第一号ハに掲げる事項

ハ 法第一百条に規定する放送番組の供給に関する協定に関する事項

ニ 法第四百四十七条第一項に規定する有料放送(以下「有料放

る事項

ニ 法第九条第一項第三号、第二項及び第三項の業務の実施状況(放送番組の内容に関する事項を除く。)

ホ 国際放送及び委託協会国際放送業務の実施状況の概要

ヘ 法第二十七条、第二十八条の二又は第二十九条の規定によつてした役員の任免に関する事項

ト 法第三十二条の規定による受信契約に関する事項

チ 法第四十四条第二項に規定する世論調査に関する事項

二 学園 前号ハに掲げる事項

三 一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)

次に掲げる事項(法第三条の五に規定する放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。)

並びに法第五十二条の四第一項(法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)に規定する有料放送(以下「有料放送」という。)

を行う放送事業者にあつては、法第五十二条の四第一項に規定する国内受信者に対する有料放送の役務の提供条件に関する事項並びに国内に設置する受信設備により有料放送を受信しようとする者に対して有料放送の役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由

イ (同上)

ロ (同上)

ハ 法第五十二条の三に規定する放送番組の供給に関する協定に関する事項

イ (同上)

ロ (同上)

ハ 法第五十二条の三に規定する放送番組の供給に関する協定に関する事項

送」という。)を行う基幹放送事業者にあつては、同項に規定する国内受信者(以下「国内受信者」という。)に対する有料放送の役務の提供条件に関する事項、国内に設置する受信設備により有料放送を受信しようとする者に対して有料放送の役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由、法第五十条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項並びに法第五十一条の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項

四 一般放送事業者 次に掲げる事項(法第八条に規定する放送事業者又は法第三十三条第一項の規定による届出をした一般放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。)

イ 第一号イ及びロに掲げる事項

ロ 第一号ハに掲げる事項

ハ 法第十一条に規定する放送の再放送についての他の放送事業者の同意に関する事項

ニ 法第四十条第二項に規定する指定再放送事業者にあつては、同条第一項の規定による再放送の役務の提供条件その他当該再放送の業務の方法に関する事項

ホ 有料放送を行う一般放送事業者にあつては、前号ニに規定する事項

五 基幹放送局提供事業者 法第一百八条第一項に規定する放送局設備供給役務(以下この号において「放送局設備供給役務」という。)の提供条件に関する事項並びに放送局設備供給役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由

六 有料放送管理事業者(法第五十二条第二項に規定する有料

四 受託放送事業者 法第五十二条の十第一項に規定する受託放送役務(以下「受託放送役務」という。)の提供条件に関する事項並びに受託放送役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由

五 有料放送管理事業者 法第五十二条の六の五の規定による業

放送管理事業者をいう。) 法第百五十条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項、法第百五十一条の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項並びに法第百五十五条の規定による業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置に関する事項

務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置に関する事項



改正案

現行

<p>（検査等事業者に係る登録の有効期間）                  第一条 電波法（以下「法」という。）第二十四条の二の二第一項の政令で定める期間は、五年とする。</p>	<p>【新設】                  （登録証明機関に係る登録の有効期間）                  第一条 電波法（以下「法」という。）第三十八条の四第一項の政令で定める期間は、五年とする。</p>								
<p>（登録証明機関に係る登録の有効期間）                  第一条の二 法第三十八条の四第一項の政令で定める期間は、五年とする。</p>	<p>（登録証明機関に係る登録の有効期間）                  第一条 電波法（以下「法」という。）第三十八条の四第一項の政令で定める期間は、五年とする。</p>								
<p>（操作及び監督の範囲）                  第三条 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ、同表の下欄に掲げる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。以下この項において同じ。）を行い、並びに当該操作のうちモールス符号を送り、又は受ける無線電信の通信操作（以下この条において「モールス符号による通信操作」という。）及び法第三十九条第二項の総務省令で定める無線設備の操作以外の操作の監督を行うことができる。</p>	<p>（操作及び監督の範囲）                  第三条 （同上）</p>								
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="427 165 480 365">資格</th> <th data-bbox="427 365 480 1059">操作の範囲</th> </tr> <tr> <td data-bbox="223 165 427 365">                     第一級総合無線通信士                 </td> <td data-bbox="223 365 427 1059">                     一 無線設備の通信操作                      二 船舶及び航空機に施設する無線設備の技術操作                      三 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸                 </td> </tr> </table>	資格	操作の範囲	第一級総合無線通信士	一 無線設備の通信操作 二 船舶及び航空機に施設する無線設備の技術操作 三 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="427 1160 480 1359">資格</th> <th data-bbox="427 1359 480 2054">操作の範囲</th> </tr> <tr> <td data-bbox="223 1160 427 1359">                     （同上）                 </td> <td data-bbox="223 1359 427 2054">                     （同上）                 </td> </tr> </table>	資格	操作の範囲	（同上）	（同上）
資格	操作の範囲								
第一級総合無線通信士	一 無線設備の通信操作 二 船舶及び航空機に施設する無線設備の技術操作 三 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸								
資格	操作の範囲								
（同上）	（同上）								

第二級総合無線通信士	<p>上無線技術士の操作の範囲に属するもの</p> <p>一 次に掲げる通信操作</p> <p>イ 無線設備の国内通信のための通信操作</p> <p>ロ 船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局の無線設備の国際通信のための通信操作</p> <p>ハ 移動局（ロに規定するものを除く。）及び航空機のための無線航行局の無線設備の国際通信のための通信操作（電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）</p> <p>ニ 漁船に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作</p> <p>ホ 東は東経百七十五度、西は東経九十四度、南は南緯十一度、北は北緯六十三度の線によって囲まれた区域内における船舶（漁船を除く。）に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作</p> <p>二 次に掲げる無線設備の技術操作</p> <p>イ 船舶に施設する空中線電力五百ワット以下の無線設備</p> <p>ロ 航空機に施設する無線設備</p> <p>ハ レーダーでイ及びロに掲げるもの以外</p>
------------	--

(同上)	<p>一 (同上)</p> <p>イ (同上)</p> <p>ロ (同上)</p> <p>ハ (同上)</p> <p>ニ (同上)</p> <p>ホ (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>イ (同上)</p> <p>ロ (同上)</p> <p>ハ (同上)</p>
------	---

<p>第三級総合無線通信士</p>	
<p>一 漁船（専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数三百トン以上のものを除く。以下この表において同じ。）に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（無線電話及びレーダーを除く。）の操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）</p> <p>二 前号に掲げる操作以外の操作で次に掲げるもの（国際通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）</p> <p>イ 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）の操作（モールス符号による通信操作を除く。）</p>	<p>のもの</p> <p>ニ イからハまでに掲げる無線設備以外の無線設備（<u>基幹放送局</u>の無線設備を除く。）で空中線電力二百五十ワット以下のもの</p> <p>三 第一号に掲げる操作以外の操作のうち、第一級総合無線通信士の操作の範囲に属するモールス符号による通信操作で第一級総合無線通信士の指揮の下に行うもの</p>

<p>(同上)</p>	
<p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>イ (同上)</p>	<p>ニ イからハまでに掲げる無線設備以外の無線設備（<u>放送局</u>の無線設備を除く。）で空中線電力二百五十ワット以下のもの</p> <p>三 (同上)</p>

第二級陸上	(略)	
次に掲げる無線設備の技術操作	(略)	<p>ロ 陸上に開設する無線局の空中線電力百二十五ワット以下の無線設備（レーダーを除く。）の操作で次に掲げるものを除く。）の操作で次に掲げるもの</p> <p>(1) 海岸局の無線設備の操作（漁業用の海岸局以外の海岸局のモジュール符号による通信操作を除く。）</p> <p>(2) 海岸局、海岸地球局、航空局、航空地球局、航空機のための無線航行局及び基幹放送局以外の無線局の無線設備の操作</p> <p>ハ レーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>三 前号に掲げる操作以外の操作で第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの</p> <p>四 第一号及び第二号に掲げる操作以外の操作のうち、第二級総合無線通信士の操作の範囲に属するモジュール符号による通信操作（航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備の通信操作を除く。）で第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士の指揮の下に行うもの（国際通信のための通信操作を除く。）</p>

(同上)	(同上)	
次に掲げる無線設備の技術操作	(同上)	<p>ロ (同上)</p> <p>(1) (同上)</p> <p>(2) 海岸局、海岸地球局、航空局、航空地球局、航空機のための無線航行局及び放送局以外の無線局の無線設備の操作</p> <p>ハ (同上)</p> <p>三 (同上)</p> <p>四 (同上)</p>

(略)	<p>無線技術士</p> <p>一 空中線電力二キロワット以下の無線設備 (テレビジョン基幹放送局の無線設備を除く。)</p> <p>二 テレビジョン基幹放送局の空中線電力五百ワット以下の無線設備</p> <p>三 レーダーで第一号に掲げるもの以外のもの</p> <p>四 第一号及び前号に掲げる無線設備以外の無線航行局の無線設備で九百六十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの</p>
-----	---

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)

四 基幹放送局 法第六条第二項に規定する基幹放送局をいう(次号及び第六号において同じ。)

五 テレビジョン基幹放送局 静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る基幹放送局(文字、図形その他の影像(音声その他の音響を伴うものを含む。))又は信号を併せ送るものを含む。をいう。

六 陸上の無線局 海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局、無線航行局及び基幹放送局以外の無線局をいう。

七・八 (略)

(同上)	<p>一 空中線電力二キロワット以下の無線設備 (テレビジョン放送局の無線設備を除く。)</p> <p>二 テレビジョン放送局の空中線電力五百ワット以下の無線設備</p> <p>三 (同上)</p> <p>四 (同上)</p>
------	---

2 (同上)

一 三 (同上)

四 放送局 公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信を行う無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)をいう(次号及び第六号において同じ。)

五 テレビジョン放送局 静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送局(文字、図形その他の影像(音声その他の音響を伴うものを含む。))又は信号を併せ送るものを含む。をいう。

六 陸上の無線局 海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局、無線航行局及び放送局以外の無線局をいう。

七・八 (同上)

九 テレビジョン 電波を利用して、静止し、又は移動する事物  
の瞬時的影像を送り、又は受けるための通信設備をいう。  
3  
5 (略)

九 (同上)  
3  
5 (同上)

改正案

現行

（趣旨）

第一条 電波法第九十二条の二（同法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の電波法第百四条の四第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八十条において準用する場合を含む。）の規定により出頭を求められた参考人の受ける旅費、日当及び宿泊料の額については、この政令の定めるところによる。

（趣旨）

第一条 電波法第九十二条の二（同法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の電波法第百四条の四第二項、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十三条の十三、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二十八条、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第九条並びに電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二十一条において準用する場合を含む。）の規定により出頭を求められた参考人の受ける旅費、日当及び宿泊料の額については、この政令の定めるところによる。

改正案

現行

<p>(定義等)</p> <p>第一条 この政令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 「テレビジョン」とは、電波を利用して、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を送り、又は受けるための通信設備をいう。</p> <p>五 「基幹放送局」とは、電波法（以下「法」という。）第六条第二項に規定する基幹放送局をいい、「テレビジョン基幹放送局」とは、電波を利用して、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る基幹放送局（文字、図形その他の影像（音声その他の音響を伴うものを含む。）又は信号を併せ送るものを含む。）をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 空中線電力五〇〇ワット未満の多重無線設備（法第四条第二号の適合表示無線設備を除く。）又はテレビジョン（テレビジョン基幹放送局のテレビジョンを除く。）の送信機で五〇〇メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものは、この政令の適用に関しては、空中線電力五〇〇ワット（移動する無線局に係るもので空中線電力五〇ワット未満のものにあつては、空中線電力五〇ワット）の送信機とみなす。</p>	<p>(定義等)</p> <p>第一条 (同上)</p> <p>一〜三 (同上)</p> <p>四 (同上)</p> <p>五 「放送局」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信を行う無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）をいい、「テレビジョン放送局」とは、電波を利用して、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送局（文字、図形その他の影像（音声その他の音響を伴うものを含む。）又は信号を併せ送るものを含む。）をいう。</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 空中線電力五〇〇ワット未満の多重無線設備（電波法（以下「法」という。）第四条第二号の適合表示無線設備を除く。）又はテレビジョン（テレビジョン放送局のテレビジョンを除く。）の送信機で五〇〇メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものは、この政令の適用に関しては、空中線電力五〇〇ワット（移動する無線局に係るもので空中線電力五〇ワット未満のものにあつては、空中線電力五〇ワット）の送信機とみなす。</p>
--	--



4・5 (略)

(無線局の免許申請手数料)  
 第二条 法第六条の規定による免許の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額とする。

無線局の種別	基本送信機の規模(空中線電力による。)				新たな免許の申請手数料(単位円)	再免許の申請手数料(単位円)
	○・一ワット以下のもの	○・一ワットを超え三ワット以下のもの	三ワットを超え一〇ワット以下のもの	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの		
一〜三 (略)	○・一ワット以下のもの	○・一ワットを超え三ワット以下のもの	三ワットを超え一〇ワット以下のもの	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	九、七〇〇	五、二〇〇
四	基幹放送局(テレビジョン基幹放送局及び多重放送局を除く。)				九、七〇〇	五、二〇〇

4・5 (同上)

(無線局の免許申請手数料)  
 第二条 (同上)

無線局の種別	基本送信機の規模(空中線電力による。)				新たな免許の申請手数料(単位円)	再免許の申請手数料(単位円)
	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)		
一〜三 (同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
四	放送局(テレビジョン放送局及び多重放送局を除く。)				(同上)	(同上)

		五			
		放送局		テレビジョン基幹	
一〇〇ワット	下のもの	〇ワット以下	一〇ワットを超え一〇ワット以下のもの	三ワットを超え一〇ワット以下のもの	〇・一ワットを超え三ワット以下のもの
一五二、		八〇〇	一三〇、 八〇〇	七六、八〇〇	四六、二〇〇
				〇六、〇〇	

		五			
		局		テレビジョン放送	
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
				(同上)	

八・九 (略)	七 実験等無線局(基 幹放送局を除く。 以下同じ。)			六 (略)			
	五〇ワット 以下のもの	五〇ワット を超え五〇 ワット以 下のもの	五〇〇ワッ トを超える もの		四〇〇	一六七、 八〇〇	トを超え一 キロワット 以下のもの
	〇	一一、四	〇〇		六、七〇		
	〇				四、七五		

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、法第十五条の総務省令で定める簡易な手続に従い、法第二十七条の第十四第三項の認定計画に従って開設する法第二十七条の十二第一項の特定基地局の免許(再免許を除く。次項において同じ。)の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、その基本送信機の規模に従い、電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の免許を申請する場合にあ

八・九 (同上)	七 実験等無線局(放 送局を除く。以下 同じ。)			六 (同上)			
	(同上)	(同上)	(同上)		(同上)	(同上)	(同上)
	(同上)	(同上)	(同上)		(同上)	(同上)	(同上)
	(同上)				(同上)	(同上)	(同上)

2 (同上)

3 前二項の規定にかかわらず、法第十五条の総務省令で定める簡易な手続に従い、法第二十七条の第十四第三項の認定計画に従って開設する法第二十七条の十二第一項の特定基地局の免許(再免許を除く。次項において同じ。)の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、その基本送信機の規模に従い、電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の免許を申請する場合にあ

つては次の甲表による額とし、移動受信用地上基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十四号の移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする特定基地局の免許を申請する場合にあつては次の乙表による額とする。

甲表 （略）

乙表 （略）

4 （略）

（落成後の検査手数料）

第三条 一台のみの送信機を有する無線局について法第十条の規定による検査（以下「落成後の検査」という。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。ただし、当該基本送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該基本送信機を共用する二以上の無線局について落成後の検査が同時に行われるときには、当該基本送信機に係る本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とする。

一〜三 (略)	無線局の種別	基本送信機の規模（空中線電力による。）	検査手数料（単位円）

つては次の甲表による額とし、移動受信用地上放送をする特定基地局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。）の免許を申請する場合にあつては次の乙表による額とする。

甲表 （同上）

乙表 （同上）

4 （同上）

（落成後の検査手数料）

第三条 （同上）

一〜三 (同上)	無線局の種別	基本送信機の規模（空中線電力による。）	検査手数料（単位円）

五		四										
テレビジョン基幹放送局		基幹放送局（テレビジョン基幹放送局を除く。）										
以下のもの	○・一ワット	の	一〇キロワットを超えるもの	一キロワットを超え一〇キロワット以下のもの	一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	の	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	以下のも	○・一ワットを超え三ワット以下のもの	○・一ワット	以下のも	○・一ワット
○	五二、二〇〇	一〇〇	八六三、一〇〇	九〇〇	六七四、九〇〇		一〇〇	四四三、一〇〇	〇〇〇	三七二、〇〇〇	九〇〇	五一、九〇〇

五		四										
テレビジョン放送局		放送局（テレビジョン放送局を除く。）										
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

2 二台以上の送信機を有する無線局について落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、基本送信機に係る前項の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局

六〇八 (略)						
	の トを超えるも 一〇キロワッ ト	のもの ロワット以下 のもの	一キロワット を超え一〇キ ロワット以下 のもの	一〇〇ワット を超え一キロ ワット以下の もの	一〇〇ワット を超え一〇〇ワ ット以下のも の	一〇ワットを 超え一〇〇ワ ット以下のも の
	〇 六、五〇	〇	一、〇五 二、九〇	七一一、 五〇〇	四〇〇 五五二、	二〇二、 三〇〇 三六九、 一〇〇

2

六〇八  
(同上)

六〇八 (同上)						
	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

の種別及びその規模に応ずる次の表による額（当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）を加算した額とする。ただし、基本送信機以外の送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該送信機を共用する二以上の無線局について落成後の検査が同時に行われるときには、当該送信機については、当該送信機に係る本文の規定による額を無線局の数で除して得た額を加算するものとする。

無線局の種別	送信機の規模 (空中線電力 による。)	検査手数 料(単位 円)
		四 基幹放送局(テレビジ ョン基幹放送局を除く。)
一 〇 三 (略)	〇・一ワット 以下のもの	一三、一 〇〇
	〇・一ワット を超え三ワット 以下のもの	四八、二 〇〇
	三ワットを超 え一〇ワット 以下のもの	八九、九 〇〇
	一〇ワットを 超え一〇〇ワ ット以下のもの	一一三、 五〇〇

無線局の種別	送信機の規模 (空中線電力 による。)	検査手数 料(単位 円)
		四 放送局(テレビジョン放 送局を除く。)
一 〇 三 (同上)	(同上)	(同上)
	(同上)	(同上)
	(同上)	(同上)
	(同上)	(同上)

五									
テレビジョン基幹放送局									
一〇〇ワット を超え一キロ	の 一〇〇ワット を超え一〇〇ワ ット以下のもの	一〇ワットを 超え一〇〇ワ ット以下のもの	以下のもの え一〇ワット 三ワットを超 え一〇ワット 以下のもの	ト以下のもの を 三ワット を超え三ワット 以下のもの	〇・一ワット を 超え三ワット 以下のもの	〇・一ワット 以下のもの	の 一〇キロワッ トを超えるもの	一キロワット を超え一〇キ ロワット以下の もの	一〇〇ワット を超え一キロ ワット以下の もの
一七六、 〇〇〇	一三九、 五〇〇	〇〇	九〇、一 〇〇	〇〇	五〇、〇 〇〇	一三、一 〇〇	二二三、 〇〇〇	一六七、 三〇〇	一四〇、 二〇〇

五									
テレビジョン放送局									
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)



六〇八 (略)			
	ワット以下のもの	一キロワットを超え一〇キロワット以下のもの	一〇キロワットを超えるもの
		二六〇、〇〇〇	三四八、〇〇〇

355 (略)

(変更検査手数料)

第四条 法第十八条の規定による検査（法第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更に係る検査を除くものとし、以下「変更検査」という。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別に従い、次の甲表による額とし、当該変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合にあつては、同表による額に、当該変更検査を受ける各装置について無線局の種別並びに当該装置の種類及び規模に応ずる次の乙表による額（当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額。以下同じ。）を加算した額とする。ただし、二八六、二〇〇円及び当該無線局に係る第十九条の規定による手数料の額に相当する額（当該無線局が法第七十三条第一項の総務省令で定める

六〇八 (同上)			
	(同上)	(同上)	(同上)
	(同上)	(同上)	(同上)

355 (同上)

(変更検査手数料)

第四条 (同上)

無線局である場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額。以下この項及び次項において「定期検査手数料相当額」という。）のいずれをも超えないものとする。

一 一台のみの送信機を有するもの 無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の丙表による額（当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）

二 二台以上の送信機を有するもの 基本送信機に係る前号の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種別及びその規模に応ずる次の丁表による額（当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）を加算した額

甲表

無線局の種別	検査手数料（単位円）	一～三（略）	
		四 基幹放送局（テレビジョン基幹放送局を除く。）	基本送信機の空中線電力が〇・一ワット以下のもの 基本送信機の空中線電力が〇・一ワットを超え三ワット以下のもの
			七、七〇〇 三〇、七〇〇

一（同上）

二（同上）

甲表

無線局の種別	検査手数料（単位円）	一～三（同上）	
		四 放送局（テレビジョン放送局を除く。）	（同上）
			（同上）

四	一〇三 (略)	無線局の種別	装置	種類	規模(空中線電力による。)	検査手数料(単位円)	六、九〇〇	五	テレビジョン基幹放送局	基本送信機の空	中線電力が三ワットを超えるもの	基本送信機の空	中線電力が〇・一ワット以下のもの	基本送信機の空	中線電力が〇・一ワット以下のもの	基本送信機の空	中線電力が三ワットを超えるもの	五、〇〇〇

乙表

六〇八 (略)

四	一〇三 (同上)	無線局の種別	装置	種類	規模(空中線電力による。)	検査手数料(単位円)	(同上)	五	テレビジョン放送局	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

乙表

六〇八 (同上)



五							
放送局		テレビジョン基幹					
機		送信				装置	
○・一ワ	の もの ツト以下	もの 送信機 を 超える	三ワツト を 超える	もの 送信機 の ト以下の	○・一ワ ツトを 超え 三ワツ ト以下の	○・一ワ ツトを 超 え三ワツ ト以下の	の もの 送信機 の もの
二六、二〇〇	六、六〇〇		四五、七〇〇		二六、〇〇〇	六、九〇〇	の 超えるも ワツトを 一〇キロ 一〇一、三〇〇
							の 以下のも ロワツト

五							
局		テレビジョン放送					
上		上				上	
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

の 以下のも ロワット え一〇キ ットを超	一キロワ ットを超 ○ 一三〇、八〇	下のも ワット以 え一キロ ットを超	一〇〇ワ ットを超 八七、九〇〇	一〇ワッ トを超え 一〇〇ワ ット以下 のもの	六八、六〇〇
の 以下のも 三ワット を超え一 〇ワット 以下のも	四五、九〇〇				
の 以下のも					

	(同上)		(同上)	
	(同上)		(同上)	

一	無線局の種別	基本送信機の規模（空中線電力による。）	定期検査手数料相当額（単位円）	六〇八（略）			
				送信機以外の装置	〇・一ワット以下の送信機のもの	三ワットを超える送信機のもの	〇・一ワットを超え三ワット以下の送信機のもの
基礎放送局				六、六〇〇	二六、二〇〇		一七六、二〇〇
下のもの							

一	無線局の種別	基本送信機の規模（空中線電力による。）	定期検査手数料相当額（単位円）	六〇八（同上）			
				（同上）	（同上）	（同上）	（同上）
放送局				（同上）	（同上）	（同上）	（同上）
（同上）				（同上）	（同上）	（同上）	（同上）

二〇四 (略)

丁表

	無線局の種別	送信機の規模（空中電力による）	定期検査手数料相当額（単位円）
一	基幹放送局	〇・一ワット以下のもの	六、七〇〇
二〇四 (略)			

2 〇 4 (略)

（検査等事業者の登録更新申請手数料）

第四条の二 法第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三、四〇〇円（情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新を申請する場合にあつては、一三、三〇〇円）とする。

（開設計画の認定申請手数料）

第七条 法第二十七条の十三第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三七、一〇〇円（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を申請する場合にあつては、一七四、一〇〇円）とする。

2 (略)

（定期検査手数料）

二〇四 (同上)

丁表

	無線局の種別	送信機の規模（空中電力による）	定期検査手数料相当額（単位円）
一	放送局	(同上)	(同上)
二〇四 (同上)			

2 〇 4 (同上)

【新設】

（開設計画の認定申請手数料）

第七条 法第二十七条の十三第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三七、一〇〇円（移動受信用地上放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を申請する場合にあつては、一七四、一〇〇円）とする。

2 (同上)

（定期検査手数料）



第十九条 一台のみの送信機を有する無線局について法第七十三条

第一項本文の規定による検査（以下「定期検査」という。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。ただし、当該基本送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該基本送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行われるときには、当該基本送信機に係る本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とする。

四 基幹放送局（テレビジョン 基幹放送局を除く。）	一〇・一ワット以下 のものを	〇・一ワットを 超え三ワット以 下のものを	三ワットを超え 一〇ワット以下 のもの	一〇ワットを超	一〇ワットを超	無線局の種別	基本送信機の規 模（空中線電力 による。）	検査手 数料（ 単位円	
									二七、
									〇〇〇
									一〇二、 一〇

第十九条 （略）

四 放送局（テレビジョン放送 局を除く。）	（同上）	（同上）	（同上）	（同上）	（同上）	無線局の種別	基本送信機の規 模（空中線電力 による。）	検査手 数料（ 単位円	
									（同上）
									（同上）
									（同上）

五									
テレビジョン基幹放送局									
え一〇〇ワット 以下のもの	一〇〇ワットを 超え一キロワッ ト以下のもの	一キロワットを 超え一〇キロワ ット以下のもの	一〇キロワット を超えるもの	〇・一ワット以 下のもの	〇・一ワットを 超え三ワット以 下のもの	三ワットを超え 一〇ワット以下 のもの	一〇ワットを超 え一〇〇ワット 以下のもの	一〇〇ワットを 超え一キロワッ ト以下のもの	え一〇〇ワット 以下のもの
〇	〇	〇	〇	一〇〇	一〇三 、一〇	一八四 、二〇	二七三 、一〇	三四六 、九〇	〇

五									
テレビジョン放送局									
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

六 (略)		
	一キロワットを 超え一〇キロワ ット以下のもの 一〇キロワット を超えるもの	五三四 、九〇 〇 六九五 、九〇 〇

2 二台以上の送信機を有する無線局について定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、基本送信機に係る前項の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種類及びその規模に応ずる次の表による額（当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表の額に二分の一を乗じて得た額）を加算した額とする。ただし、基本送信機以外の送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行われるときには、当該送信機については、当該送信機に係る本文の規定による額を無線局の数で除して得た額を加算するものとする。

四 基幹放送局（テレビジョン）	一〇三 (略)	無線局の種類別	検査手 数料（ 単位円
		送信機の規模（ 空中線電力によ る。）	〇・一ワット以 下、七

六 (同上)		
	(同上)	(同上)

2 (同上)

四 放送局（テレビジョン放	一〇三 (同上)	無線局の種類別	検査手 数料（ 単位円
		送信機の規模（ 空中線電力によ る。）	(同上)

五										
テレビジョン基幹放送局										
基幹放送局を除く。）										
下のもの	〇・一ワットを 超え三ワット以 下のもの	三ワットを超え 下のもの	一〇ワットを 超え一〇キロワ ット以下のもの	一〇キロワット を超えるの	一キロワットを 超え一〇キロワ ット以下のもの	一〇〇ワットを 超え一キロワッ ト以下のもの	一〇ワットを超 え一〇〇ワット 以下のもの	一〇ワットを超 え一〇ワット以 下のもの	三ワットを超え 一〇ワット以下 のもの	下のもの
〇〇	二六、 〇〇〇	四五、	一一〇 、九〇	〇	八六、 九〇〇	六九、 三〇〇	五九、 六〇〇	四五、 三〇〇	二六、 〇〇〇	〇〇

五										
テレビジョン放送局										
送局を除く。）										
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

六 (略)				
	一〇ワット以下のもの	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	一キロワットを超え一〇キロワット以下のもの
	三〇〇	六八、〇〇〇	八六、九〇〇	一三二、三〇〇

3・4 (略)

5 前各項の規定にかかわらず、定期検査が法第七十三条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円(情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第四項の書類に係る電磁的記録を提出する場合にあつては、二、四五〇円)とする。

6 (略)

7 法第七十三条第一項ただし書の規定による検査を受ける者が納

六 (同上)				
	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

3・4 (同上)

5 前各項の規定にかかわらず、定期検査が法第七十三条第三項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円(情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第三項の書類に係る電磁的記録を提出する場合にあつては、二、四五〇円)とする。

6 (同上)

7 法第七十三条第一項ただし書の規定による検査を受ける者が納

めなければならぬ手数料の額は、四、七五〇円(当該検査が同条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合にあつては、二、三〇〇円(情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第四項の書類に係る電磁的記録を提出する場合にあつては、二、一五〇円)とする。

(手数料の納付方法等)

第二十一条 (略)

2 第十六条及び第十九条に規定する手数料は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第四項の書類に係る電磁的記録を提出する場合その他の総務省令で定める場合を除き、総務大臣が指定する期日までに、総務大臣が交付する納付書に当該手数料の額に相当する収入印紙をはつて納めなければならない。

3・4 (略)

めなければならぬ手数料の額は、四、七五〇円(当該検査が同条第三項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合にあつては、二、三〇〇円(情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第三項の書類に係る電磁的記録を提出する場合にあつては、二、一五〇円)とする。

(手数料の納付方法等)

第二十一条 (同上)

2 第十六条及び第十九条に規定する手数料は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第三項の書類に係る電磁的記録を提出する場合その他の総務省令で定める場合を除き、総務大臣が指定する期日までに、総務大臣が交付する納付書に当該手数料の額に相当する収入印紙をはつて納めなければならない。

3・4 (同上)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">電気通信紛争処理委員会令</p> <p style="text-align: center;">（特別委員）</p> <p>第一条 電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）に、あつせん若しくは仲裁に参与させ、又は特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。</p> <p>2 特別委員は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、総務大臣が任命する。</p> <p>3 特別委員の任期は、二年とする。</p> <p>4 特別委員は、再任されることができる。</p> <p>5 特別委員は、非常勤とする。</p> <p>（あつせんをしない場合等の通知）</p> <p>第六条 委員会は、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第百五十四条第二項（事業法第百五十六条第一項及び第二項、第百五十七条第二項並びに第百五十七条の二第二項、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の三十五第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりあつせんをしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、</p>	<p style="text-align: center;">電気通信事業紛争処理委員会令</p> <p style="text-align: center;">（特別委員）</p> <p>第一条 電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）に、あつせん若しくは仲裁に参与させ、又は特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。</p> <p>2 特別委員は、電気通信事業又は電波の利用に関して優れた識見を有する者のうちから、総務大臣が任命する。</p> <p>3 （同上）</p> <p>4 （同上）</p> <p>5 （同上）</p> <p>（あつせんをしない場合等の通知）</p> <p>第六条 委員会は、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第百五十四条第二項（事業法第百五十六条第一項及び第二項並びに第百五十七条第二項並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の三十五第二項において準用する場合を含む。）の規定によりあつせんをしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、同様とする。</p>

同様とする。

(名簿の作成)

第七条 委員会は、事業法第一百五十五条第三項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項、第一百五十七条第四項並びに第一百五十七条の二第四項、電波法第二十七条の三十五第四項並びに放送法第四百十二条第四項）において準用する場合を含む。第九条において同じ。）の規定による委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならぬ。

2 前項の名簿の記載事項は、総務省令で定める。

(あつせん及び仲裁の申請手続)

第十五条 事業法第一百五十四条第一項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項）において準用する場合を含む。）、第一百五十七条第一項及び第一百五十七条の二第一項、電波法第二十七条の三十五第一項並びに放送法第四百十二条第一項の規定によるあつせん並びに事業法第一百五十五条第一項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項）において準用する場合を含む。）、第一百五十七条第三項及び第一百五十七条の二第三項、電波法第二十七条の三十五第三項並びに放送法第四百十二条第三項の規定による仲裁の申請書の様式その他申請手続について必要な事項は、総務省令で定める。

(名簿の作成)

第七条 委員会は、事業法第一百五十五条第三項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項並びに第一百五十七条第四項並びに電波法第二十七条の三十五第四項）において準用する場合を含む。第九条において同じ。）の規定による委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならぬ。

2 (同上)

(あつせん及び仲裁の申請手続)

第十五条 事業法第一百五十四条第一項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項）において準用する場合を含む。）及び第一百五十七条第一項並びに電波法第二十七条の三十五第一項の規定によるあつせん並びに事業法第一百五十五条第一項（事業法第一百五十六条第一項及び第二項）において準用する場合を含む。）及び第一百五十七条第三項並びに電波法第二十七条の三十五第三項の規定による仲裁の申請書の様式その他申請手続について必要な事項は、総務省令で定める。



改正案

現行

（政見放送）

（政見放送）

第百十一条の四 衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、候補者届出政党は、日本放送協会及び都道府県ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者（法第百五十条第一項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）の放送設備によりその政見（当該候補者届出政党が届け出た候補者の紹介を含む。）を放送することができる。

第百十一条の四 衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、候補者届出政党は、日本放送協会及び都道府県ごとに総務大臣が定める一般放送事業者（次条第二項及び第三項において単に「一般放送事業者」という。）の放送設備によりその政見（当該候補者届出政党が届け出た候補者の紹介を含む。）を放送することができる。

2 衆議院比例代表選出議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、日本放送協会及び選挙区ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者の放送設備によりその政見（衆議院名簿登載者の紹介を含む。）を放送することができる。

2 衆議院比例代表選出議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、日本放送協会及び選挙区ごとに総務大臣が定める一般放送事業者の放送設備によりその政見（衆議院名簿登載者の紹介を含む。）を放送することができる。

3 （略）

3 （同上）

4 参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙においては、公職の候補者は、日本放送協会及びそれぞれの選挙における選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者の放送設備によりその政見を放送することができる。

4 参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙においては、公職の候補者は、日本放送協会及びそれぞれの選挙における選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）ごとに総務大臣が定める一般放送事業者の放送設備によりその政見を放送することができる。

5 法第百五十条第四項に規定する政令で定める時間数は、候補者届出政党の数その他の事情を考慮して、総務大臣が日本放送協会及び基幹放送事業者と協議の上、第一項の規定による放送を行う場合における放送の単位として定める時間数に当該都道府県における候補者届出政党の届出候補者の数に応じて定める数値を乗じ

5 法第百五十条第四項に規定する政令で定める時間数は、候補者届出政党の数その他の事情を考慮して、総務大臣が日本放送協会及び一般放送事業者と協議の上、第一項の規定による放送を行う場合における放送の単位として定める時間数に当該都道府県における候補者届出政党の届出候補者の数に応じて定める数値を乗じ

て得た時間数とする。

6 法第五十条第五項に規定する政令で定める時間数（衆議院名簿届出政党等に係るものに限る。）は、衆議院名簿届出政党等の数その他の事情を考慮して、総務大臣が日本放送協会及び基幹放送事業者と協議の上、第二項の規定による放送を行う場合における放送の単位として定める時間数に当該選挙区における衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数に応じて定める数値を乗じて得た時間数とする。

7 (略)

(政見放送のための録音又は録画の公営)

第百十一条の五 (略)

2 都道府県は、候補者届出政党（前項の規定による届出をしたものに限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方である録音又は録画を業とする者に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合算額を、当該録音又は録画を業とする者からの請求に基づき、当該録音又は録画を業とする者に対し支払う。

一 当該契約に基づく政見の録音又は録画（次号の政見の録音又は録画の放送のために必要な複製を除く。）で日本放送協会又は前条第一項に規定する都道府県ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者において放送されたもの（法第五十一条の第二項又は第三項の規定により放送されなかつた政見の録音又は録画を含む。次項において同じ。） 当該録音又は録画に要する金額（当該要する金額が、総務大臣が政見の放送のための録音

て得た時間数とする。

6 法第五十条第五項に規定する政令で定める時間数（衆議院名簿届出政党等に係るものに限る。）は、衆議院名簿届出政党等の数その他の事情を考慮して、総務大臣が日本放送協会及び一般放送事業者と協議の上、第二項の規定による放送を行う場合における放送の単位として定める時間数に当該選挙区における衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数に応じて定める数値を乗じて得た時間数とする。

7 (同上)

(政見放送のための録音又は録画の公営)

第百十一条の五 (同上)

2 (同上)

一 当該契約に基づく政見の録音又は録画（次号の政見の録音又は録画の放送のために必要な複製を除く。）で日本放送協会又は一般放送事業者において放送されたもの（法第五十一条の第二項又は第三項の規定により放送されなかつた政見の録音又は録画を含む。次項において同じ。） 当該録音又は録画に要する金額（当該要する金額が、総務大臣が政見の放送のための録音又は録画一種類の単価として定める金額（以下この号及

又は録画一種類の単価として定める金額（以下この号及び次項において「録音等公営限度額」という。）を超える場合には、録音等公営限度額）（当該録音又は録画が二種類以上ある場合には、当該録音又は録画のそれぞれについて当該要する金額と録音等公営限度額とのうちいずれか少ない金額の合計金額）

二（略）

3 法第五十条第二項に規定する政令で定める額は、一の候補者届出政党について、録音等公営限度額に政見の放送のための録音又は録画（日本放送協会又は前条第一項に規定する都道府県ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者において放送されたものに限る。）の数を乗じて得た金額に複製公営限度額を加えた金額とする。

4（略）

（経歴放送）

第百十一条の六 日本放送協会又は基幹放送事業者は、法第五十条第三項の規定による経歴放送をする場合には、総務大臣が定めるところにより、公職の候補者の氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を放送しなければならない。

び次項において「録音等公営限度額」という。）を超える場合には、録音等公営限度額）（当該録音又は録画が二種類以上ある場合には、当該録音又は録画のそれぞれについて当該要する金額と録音等公営限度額とのうちいずれか少ない金額の合計金額）

二（同上）

3 法第五十条第二項に規定する政令で定める額は、一の候補者届出政党について、録音等公営限度額に政見の放送のための録音又は録画（日本放送協会又は一般放送事業者において放送されたものに限る。）の数を乗じて得た金額に複製公営限度額を加えた金額とする。

4（同上）

（経歴放送）

第百十一条の六 日本放送協会又は一般放送事業者は、法第五十条第三項の規定による経歴放送をする場合には、総務大臣が定めるところにより、公職の候補者の氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を放送しなければならない。

改正案		現行	
<p>附則 （軽油引取税の課税免除の特例）</p> <p>第十条の二の二 法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同号に規定する公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>			
<p>一 電気通信事業 法第二条第五号に規定する電気通信事業者で総務省令で定めるもの</p>	<p>電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備（次号及び第五号において「電気通信設備」という。）で総務省令で定めるものの電源の用途（通常の電力の供給が断たれた場合その他総務省令で定める場合の用途に限る。次号、第三号及び第五号において同じ。）</p>	<p>一 (同上)</p>	<p>(同上)</p>
<p>二 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>二 (同上)</p>	<p>(同上)</p>
<p>三 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第<b>二</b>条第<b>二</b>十三号に規定する基幹</p>	<p>放送法第二条第一号に規定する放送の用に供する施設で総務省令で定めるものの電源の用途</p>	<p>三 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第<b>二</b>条第<b>三</b>号の<b>二</b>に規定する放送</p>	<p>(同上)</p>

2  
2  
9 (略)

四・五 (略)	放送事業者又は 同条第二十四号 に規定する基幹 放送局提供事業 者
---------	---

2  
2  
9 (同上)

四・五 (同上)	事業者
----------	-----

○有線電気通信法施行令（昭和二十八年政令第三百三十号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 有線電気通信法（以下「法」という。）<u>第三条第四項第四</u> 別の政令で定める業務は、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十 五号）<u>第三条に規定するものとする。</u></p>	<p>第一条 有線電気通信法（以下「法」という。）<u>第三条第四項第三</u> 別の政令で定める業務は、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十 五号）<u>第三条に規定するものとする。</u></p>

改正案	現行
<p>（公共の用に供する施設等）</p> <p>第五十八条 法第九十五条第一項第一号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十八 （略）</p> <p>十九 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）にいう基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者がその事業の用に供する無線通信施設</p> <p>二十～二十三 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>	<p>（公共の用に供する施設等）</p> <p>第五十八条 （同上）</p> <p>一～十八 （同上）</p> <p>十九 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）にいう放送事業者がその事業の用に供する無線通信施設</p> <p>二十～二十三 （同上）</p> <p>2～6 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）                  第二十七条 法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が二千五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、五千万円）以上のものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者（同法第九条第一号に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。）が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設</p> <p>ハ 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）<u>第二条第二十三号</u>に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）</p> <p>ニ・ツ （略）</p>	<p>（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）                  第二十七条 （同上）</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>イ （同上）</p> <p>ロ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者（同法第九条に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。）が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設</p> <p>ハ 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）<u>第二条第三号</u>の二に規定する放送事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）</p> <p>ニ・ツ （同上）</p>



改正案	現行
<p>（通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）            第七条の二 電気通信等の通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）<u>第九条第一</u>号に規定する電気通信回線設備のうち主要なものの建設計画に関する事項</p>	<p>（通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきものの範囲）            第七条の二 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）<u>第九条</u>に規定する電気通信回線設備のうち主要なものの建設計画に関する事項</p>

改正案	現行
<p>（減価償却資産の範囲）</p> <p>第六条 法第二条第一項第十九号（減価償却資産の意義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 次に掲げる無形固定資産</p> <p>イ～レ （略）</p> <p>ソ 電気通信施設利用権（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九條第一号（電気通信事業の登録）に規定する電気通信回線設備を設置する同法第二条第五号（定義）に規定する電気通信事業者に対して同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する同条第二号に規定する電気通信設備の設置に要する費用を負担し、その設備を利用して同条第三号に規定する電気通信役務の提供を受ける権利（電話加入権及びこれに準ずる権利を除く。）をいう。）</p> <p>九 （略）</p>	<p>（減価償却資産の範囲）</p> <p>第六条 （同上）</p> <p>一～七 （同上）</p> <p>八 （同上）</p> <p>イ～レ （同上）</p> <p>ソ 電気通信施設利用権（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九條（電気通信事業の登録）に規定する電気通信回線設備を設置する同法第二条第五号（定義）に規定する電気通信事業者に対して同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する同条第二号に規定する電気通信設備の設置に要する費用を負担し、その設備を利用して同条第三号に規定する電気通信役務の提供を受ける権利（電話加入権及びこれに準ずる権利を除く。）をいう。）</p> <p>九 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（調整対象固定資産の範囲）</p> <p>第五条 法第二条第一項第十六号に規定する政令で定める資産は、棚卸資産以外の資産で次に掲げるもののうち、当該資産に係る法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の百五分の百に相当する金額又は保税地域から引き取られる当該資産の課税標準である金額が、一の取引の単位（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。）につき百万円以上のものとする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 次に掲げる無形固定資産</p> <p>イ イタ （略）</p> <p>レ 電気通信施設利用権（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条第一号（電気通信事業の登録）に規定する電気通信回線設備を設置する同法第二条第五号（定義）に規定する電気通信事業者に対して同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する同条第二号に規定する電気通信設備の設置に要する費用を負担し、その設備を利用して同条第三号に規定する電気通信役務の提供を受ける権利をいう。）</p> <p>九〇十一 （略）</p>	<p>（調整対象固定資産の範囲）</p> <p>第五条 （同上）</p> <p>一〇七 （同上）</p> <p>八 （同上）</p> <p>イ イタ （同上）</p> <p>レ 電気通信施設利用権（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条（電気通信事業の登録）に規定する電気通信回線設備を設置する同法第二条第五号（定義）に規定する電気通信事業者に対して同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する同条第二号に規定する電気通信設備の設置に要する費用を負担し、その設備を利用して同条第三号に規定する電気通信役務の提供を受ける権利をいう。）</p> <p>九〇十一 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（公共下水道の暗渠<small>きよ</small>に電線等を設けることができる者） 第十七条の二 法第二十四条第三項に規定する政令で定める者は、 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百二十九条第一項に 規定する登録一般放送事業者（その設置する有線電気通信設備を 用いて同法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者に限 る。）とする。</p>	<p>（公共下水道の暗渠<small>きよ</small>に電線等を設けることができる者） 第十七条の二 法第二十四条第三項に規定する政令で定める者は、 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条 第三項に規定する有線テレビジョン放送施設者とする。</p>

改正案	現行
<p>（通信設備の優先利用等）</p> <p>第二十二條 都道府県知事又は市町村長は、法第五十七條の規定により電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は基幹放送事業者に放送を行うことを求めるときは、あらかじめ電気通信役務を提供する者、有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）<u>第三条第四項第四号</u>に掲げる者又は放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）<u>第二条第二十三号</u>に規定する基幹放送事業者と協議して定めた手続により、これを行わなければならない。</p>	<p>（通信設備の優先利用等）</p> <p>第二十二條 都道府県知事又は市町村長は、法第五十七條の規定により電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送事業者に放送を行うこと（<u>委託放送事業者にあつては、受託放送事業者に委託して放送を行わせること</u>）を求めるときは、あらかじめ電気通信役務を提供する者、有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）<u>第三条第四項第三号</u>に掲げる者又は放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）<u>第二条第三号の二</u>に規定する放送事業者（同条第三号の四に規定する受託放送事業者を除く。）と協議して定めた手続により、これを行わなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（減価償却資産の範囲）</p> <p>第十三条 法第二条第二十三号（減価償却資産の意義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 次に掲げる無形固定資産</p> <p>イ～レ （略）</p> <p>ソ 電気通信施設利用権（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条第一号（電気通信事業の登録）に規定する電気通信回線設備を設置する同法第二条第五号（定義）に規定する電気通信事業者に対して同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する同条第二号に規定する電気通信設備の設置に要する費用を負担し、その設備を利用して同条第三号に規定する電気通信役務の提供を受ける権利（電話加入権及びこれに準ずる権利を除く。）をいう。）</p> <p>九 （略）</p> <p>（事業の範囲）</p> <p>第八十三条の二 法第四十五条第一項第七号（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p>	<p>（減価償却資産の範囲）</p> <p>第十三条 （同上）</p> <p>一～七 （同上）</p> <p>八 （同上）</p> <p>イ～レ （同上）</p> <p>ソ 電気通信施設利用権（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条（電気通信事業の登録）に規定する電気通信回線設備を設置する同法第二条第五号（定義）に規定する電気通信事業者に対して同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する同条第二号に規定する電気通信設備の設置に要する費用を負担し、その設備を利用して同条第三号に規定する電気通信役務の提供を受ける権利（電話加入権及びこれに準ずる権利を除く。）をいう。）</p> <p>九 （同上）</p> <p>（事業の範囲）</p> <p>第八十三条の二 法第四十五条第一項第八号（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p>

一 電気通信事業法第九條第一号（電気通信事業の登録）に規定する電気通信回線設備を設置して同法第二條第三号（定義）に規定する電気通信役務を提供する同條第四号に規定する電気通信事業

二 電気通信事業法第二條第五号に規定する電気通信事業者が行う事業のうち放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき設立された日本放送協会から委託を受けて行う同法第二條第五号（定義）に規定する国際放送のための施設に係るもの

三 有線電気通信設備を用いて放送法第二條第十八号に規定するテレビジョン放送を行う事業

一 電気通信事業法第九條（電気通信事業の登録）に規定する電気通信回線設備を設置して同法第二條第三号（定義）に規定する電気通信役務を提供する同條第四号に規定する電気通信事業

二 電気通信事業法第二條第五号に規定する電気通信事業者が行う事業のうち放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき設立された日本放送協会から委託を受けて行う同法第二條第二号（定義）に規定する国際放送のための施設に係るもの

三 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二條第一項（定義）に規定する有線テレビジョン放送を行う事業

改正案	現行
<p>（応募株券の数等の公表）</p> <p>第九条の四 法第二十七条の十三第一項の規定による公表は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる報道機関に対して公開する方法によりしなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 日本放送協会及び基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいう、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。以下同じ。）</p> <p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2 法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）</p> <p>第十八条（略）</p>	<p>（応募株券の数等の公表）</p> <p>第九条の四（同上）</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 日本放送協会及び一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。以下同じ。）</p> <p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）</p> <p>第十六条（同上）</p> <p>2 法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）</p> <p>第十八条（同上）</p>



2 法第六十六条の十第一項に規定する行為を基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(公表措置)

第三十条 法第六十六条第四項又は第六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一 法第六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役(協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。)若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等(法第六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。)を公開することを委任された者又は法第六十七条第一項に規定する公開買付者等(法人(法人でない団体を代表者又

2 法第六十六条の十第一項に規定する行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (同上)

(公表措置)

第三十条 (同上)

一 (同上)

は管理人の定めのあるものを含む。)にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人)若しくは当該公開買付者等から同条第三項に規定する公開買付け等事実(以下この項において「公開買付け等事実」という。)を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イ・ロ (略)

ハ 日本放送協会及び基幹放送事業者

二・三 (略)

2 (略)

イ・ロ (同上)

ハ 日本放送協会及び一般放送事業者

二・三 (同上)

2 (同上)

改正案	現行
<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第七条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～十九 （略）</p> <p>二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）による基幹放送の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為</p> <p>二十一～三十二 （略）</p>	<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>一～十九 （同上）</p> <p>二十 有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）による有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為</p> <p>二十一 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）による放送事業の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為</p> <p>二十二～三十三 （同上）</p>

改正案

現行

（無線局の免許又は登録で課税しないものの範囲）

第十二条 法別表第一第五十四号(一)に規定する政令で定める無線局は、次に掲げる無線局とする。

第十二条 (同上)

一・二 (略)

一・二 (同上)

三 日本放送協会の開設する電波法第五条第四項の放送をする無線局

三 日本放送協会の開設する電波法第五条第四項の放送をする無線局（次号において「放送局」という。）

四 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十二号

（定義）に規定する特定地上基幹放送事業者（日本放送協会を除く。）又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が開設する基幹放送局（電波法第六条第二項（免許の申請）に規定する基幹放送局をいう。以下この号において同じ。）で、これらの者が開設する他の基幹放送局から放送される放送番組を中継して放送するために開設するもの

四 日本放送協会以外の放送事業者が開設する放送局で、当該放送事業者が開設する他の放送局から放送される放送番組を中継して放送するために開設するもの

五・六 (略)

五・六 (同上)

2 (略)

2 (同上)

（免許等の範囲）

（免許等の範囲）

第三十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表第一第十三号(二)、第三十二号(五)ロ、(六)ロ若しくは(三)、第十三号、第五十一号、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第五十九号、第六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号(三)若しくは(四)、第八十五号、第九十二号、第九十六号(一)、第九十七

第三十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表第一第十三号(二)、第三十二号(五)ロ、(六)ロ若しくは(三)、第十三号、第五十一号、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第五十九号、第六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号(三)若しくは(四)、第八十五号、第九十二号、第九十六号(一)、第九十七

第三十条 法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表第一第十三号(二)、第三十二号(五)ロ、(六)ロ若しくは(三)、第十三号、第五十一号、第五十二号、第五十四号から第五十六号まで、第五十八号、第五十九号、第六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号(三)若しくは(四)、第八十五号、第九十二号、第九十七

号、第九十八号、第九十九号(一)、第百号四、第百一号(三)を除く。  
(、第百二号(三)を除く。)、第百三号、第百四号(一)から(三)まで、第  
百八号から第百十二号まで、第百十七号の二、第百二十号、第百  
二十一号、第百二十三号から第百二十六号まで、第百二十八号か  
ら第百三十五号まで又は第百三十七号から第百四十二号の二まで  
に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証  
明(同表第十三号(二)に掲げる登録にあつては、特許登録令(昭和三  
十五年政令第三十九号)第十六条第八号又は第九号(職権による登  
録)の規定により特許庁長官が職権とする仮専用実施権又は仮通常  
実施権の設定の登録に限る。)とする。

十六号(一)、第九十七号、第九十八号、第九十九号(一)、第百号四、  
第百一号(三)を除く。)、第百二号(三)を除く。)、第百三号、第百  
四号(一)から(三)まで、第百八号から第百十二号まで、第百十七号の  
二、第百二十号、第百二十一号、第百二十三号から第百二十六号  
まで、第百二十八号から第百三十五号まで又は第百三十七号から  
第百四十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、  
認定、指定又は技能証明(同表第十三号(二)に掲げる登録にあつて  
は、特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)第十六条第八号又  
は第九号(職権による登録)の規定により特許庁長官が職権とする  
仮専用実施権又は仮通常実施権の設定の登録に限る。)とする。

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（第十九条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案

（共同利用施設の範囲及び補助の額等） 第五条 法第六条の規定による補助に係る施設は、次の表の上欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の額又は割合は、それぞれ同表の下欄に掲げる額又は同表の下欄に掲げる割合の範囲内で国土交通大臣が定める割合とする。	
補助に係る施設	補助の額又は割合
（略） 有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第六十条第一項ただし書に規定するラジオ放送の業務を行うための設備	（略） 十分の八
（略）	（略）

現行

（共同利用施設の範囲及び補助の額等） 第五条 （同上）	
補助に係る施設	補助の額又は割合
（同上） 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送の業務を行なうための設備	（同上） 十分の八
（同上） 有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第二条第二項に規定する有線放送電話業務を行なうための設備	十分の五・五 （同上）

改正案	現行
<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第七条 法第八条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～十九 （略）</p> <p>二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）による基幹放送の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為</p> <p>二十一～三十二 （略）</p>	<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第七条 （同上）</p> <p>一～十九 （同上）</p> <p>二十 有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）による有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為</p> <p>二十一 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）による放送事業の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為</p> <p>二十二～三十三 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項） 第十六条（略）</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項） 第十六条（同上）</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（同上）</p>



改正案

現行

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第六条の八（略）

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）  
第六条の八（同上）

2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二（略）

一・二（同上）

改正案	現行
<p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）            第五条の九（略）</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）            第五条の九（同上）</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（同上）</p>

改正案	現行
<p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）            第十一条の四（略）</p> <p>2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）            第十一条の四（同上）</p> <p>2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（同上）</p>

改正案	現行
<p>（設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等）            第二百一十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいう、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等）            第二百一十一条（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（同上）</p>

改正案	現行
<p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項） 第十二条の五（略）</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項） 第十二条の五（同上）</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（同上）</p>

改正案

現行

<p>（特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）          第十条（略）</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして主務省令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）          第十条（同上）</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして主務省令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（同上）</p>
---	---

改正案	現行
<p>（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物）</p> <p>第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する放送設備である建築物</u></p> <p>十四～三十 （略）</p>	<p>（適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物）</p> <p>第二十一条 （同上）</p> <p>一～十二 （同上）</p> <p>十三 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>による放送事業の用に供する放送設備である建築物</u></p> <p>十四～三十 （同上）</p>

○風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）（第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行為の制限）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第一項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事、その他の風致地区にあつては市町村の長にその旨を通知しなければならないものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）若しくは基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例</p>	<p>（行為の制限）</p> <p>第三条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、有線放送電話業務若しくは放送事業の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。）</p>



で定めるものを除く。）

○沖繩の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十二号）（第二十四条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（沖繩法令による処分等の効力の承継等）                      第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号に掲げる規定において欠格事由とされている事実に関する事実が法の施行前に沖繩においてあつたとき（法第二十五条第一項に規定する沖繩法令の規定の適用を受けたことが当該事実</p> <p>実に該当する場合において、法の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩法令の規定の適用を受けたときを含む。）は、それぞれ当該各号に掲げる規定において当該欠格事由とされている事実があつたものとみなして、当該各号に掲げる法律を適用する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 放送法第三十一条第三項（同法第五十二条第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>（沖繩法令による処分等の効力の承継等）                      第三十七条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3（同上）</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 放送法第十六条第三項（同法第二十七条第四項において準用する場合を含む。）</p>

改正案	現行
<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～二十四 （略）</p> <p>二十五 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）による基幹放送又はテレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われるものに限る。）の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為</p> <p>二十六及び二十七 削除</p> <p>二十八～三十九 （略）</p>	<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>一～二十四 （同上）</p> <p>二十五 有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）による有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為</p> <p>二十六 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）による放送事業の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為</p> <p>二十七 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）による有線テレビジョン放送施設の設置又は管理に係る行為</p> <p>二十八～三十九 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（法第五条第一号の政令で定める事業）</p> <p>第二条 法第五条第一号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 無線電話の整備に関する事業</p> <p>十三〇十六（略）</p>	<p>（法第五条第一号の政令で定める事業）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>一〇十一（同上）</p> <p>十二 有線放送電話業務の用に供する施設又は無線電話の整備に関する事業</p> <p>十三〇十六（同上）</p>

○防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（第二十七条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案

<p>（民生安定施設の範囲及び補助の割合等）</p> <p>第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。</p>			
項	補助に係る施設	補助の割合又は額	
一	有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送の業務を行うための施設	十分の八	
二〇九	（略）	（略）	
十	削除		
（略）	（略）	（略）	

附則

1 〽 3 （略）

現行

<p>（民生安定施設の範囲及び補助の割合等）</p> <p>第十二条 （同上）</p>			
項	補助に係る施設	補助の割合又は額	
一	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送の業務を行うための施設	（同上）	
二〇九	（同上）	（同上）	
十	有線放送電話に関する法律（昭和三十三年法律第五十二号）第二条第二項に規定する有線放送電話業務を行うための施設	十分の五・五	
（同上）	（同上）	（同上）	

附則

1 〽 3 （同上）

4 (沖縄県の区域における民生安定施設の補助の割合の特例)  
 第十二条の表の第二欄に掲げる施設のうち、次の表の上欄に掲げる施設に係る沖縄県又はその区域内に存する地方公共団体に対する補助の割合については、防衛大臣は、同条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる割合の範囲内でこれを定めることができる。

(略)	道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）のうち、沖縄県が行う事業に係る道路	(略)	十分の十
-----	--	-----	------

4 (同上)  
 (沖縄県の区域における民生安定施設の補助の割合の特例)

(同上)	道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）のうち、沖縄県が行う事業に係る道路 有線放送電話に関する法律第二条第二項に規定する有線放送電話業務を行うための施設	(同上)	十分の十 三分の二
------	---	------	--------------

改正案

現行

（伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準）

第四条（略）

2～5（略）

6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。

一（略）

二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他当該保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定め

（伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準）

第四条（同上）

2～5（同上）

6（同上）

一（同上）

二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、有線放送電話業務、放送事業若しくは有線テレビジョン放送業務の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものその他当該保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。）

るものを除く。)



○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（第二十九条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第二（第五条、第五条の二関係）

別表第二（第五条関係）

一〇九（略）

一〇九（同上）

十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十六号に規定する放送事業者が行う同条第一号に規定する役務の提供

十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により放送局（受信障害対策中継放送（同法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下この号において同じ。）を行うものを除く。）の免許を受けた者が行う放送法第二条

第一号に規定する役務の提供、同法第五十三条の九の三に規定する電波法の規定により受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が行う放送法第二条第一号に規定する役務の提供及び同条第三号の五に規定する委託放送事業者が行う同号に規定する役務の提供

十一〇二十七（略）

十一〇二十七（同上）

二十八 削除

二十八 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）

（第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者が行う同条第一項に規定する役務の提供

二十九〇四十二（略）

二十九〇四十二（同上）

四十三 削除

四十三 電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）

第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者が行う同条第一項に規定する役務の提供

四四四〇四十九（略）

四四四〇四十九（同上）

○中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百七十二号）  
 （第三十条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（適用除外）          第二条 法第十四条の政令で定める業種は、次のとおりとする。          一〜九 （略）</p>	<p>（適用除外）          第二条 （同上）          一〜九 （同上）          十 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第          三条の規定の適用を受ける有線テレビジョン放送の事業</p>

改正案

現行

（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）

第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成し

第四条 （同上）

（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）

なければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。

一〜十七 （略）

一〜十七 （同上）

十八 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に

十八 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第一項の

規定する基幹放送の業務を行う事業又は同法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務を提供する事業

規定による免許に係る放送局により放送を行う事業又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の十三第一項の規定による認定に係る委託放送業務を行う事業

十九〜二十三 （略）

十九〜二十三 （同上）

改正案

現行

（特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）  
第四条の五（略）

（特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）  
第四条の五（同上）

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第十四条の五第二項及び第十六条の六の二第二項において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。）第十四条の五第二項及び第十六条の六の二第二項において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二（略）

一・二（同上）

（外国銀行代理銀行が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

（外国銀行代理銀行が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十四条の五（略）

第十四条の五（同上）

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定める

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定める

ものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(銀行代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十六条の六の二 (略)

2 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

ものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (同上)

(銀行代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十六条の六の二 (同上)

2 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (同上)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）  
 （第三十三条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務）</p> <p>第四条 法第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 映像機器、音声機器等の機器であつて、放送番組等（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第一号に規定する放送の放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されているものをいう。以下同じ。）の制作のために使用されるものの操作の業務</p> <p>四 放送番組等の制作における演出の業務（一の放送番組等の全体的形成に係るものを除く。）</p> <p>五〽二十一 （略）</p> <p>二十二 放送番組等における高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする原稿の朗読、取材と併せて行う音声による表現又は司会の業務（これらの業務に付随して行う業務であつて、放送番組等の制作における編集への参画又は資料の収集、整理若しくは分析の業務を含む。）</p>	<p>（法第四十条の二第一項第一号の政令で定める業務）</p> <p>第四条 （同上）</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 映像機器、音声機器等の機器であつて、放送番組等（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第一号に規定する放送、有線ラジオ放送業務の運用の規定に関する法律（昭和二十六年法律第三百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送の放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されているものをいう。以下同じ。）の制作のために使用されるものの操作の業務</p> <p>四 （同上）</p> <p>五〽二十一 （同上）</p> <p>二十二 （同上）</p>

二十三～二十五 (略)

二十六 放送番組等の制作のために使用される舞台背景、建具等の大道具又は調度品、身辺装飾用品等の小道具の調達、製作、設置、配置、操作、搬入又は搬出の業務(法第四条第一項第二号に規定する建設業務を除く。)

二十三～二十五 (同上)

二十六 (同上)

改正案	現行
<p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項） 第十三条の五の五（略）</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第四十四条の五第二項において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項） 第四十四条の五（略）</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項） 第十三条の五の五（同上）</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。第四十四条の五第二項において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項） 第四十四条の五（同上）</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（同上）</p>



改正案

現行

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）  
第四十七条の二（略）

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）  
第四十七条の二（同上）

2 法第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第七十二条の二第二項において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における法第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

2 法第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。七十二條の二第二項において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における法第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二（略）

一・二（同上）

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）  
第七十二条の二（略）

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）  
第七十二条の二（同上）

2 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法第二百九条第一項の規定において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項

2 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法第二百九条第一項の規定において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項

第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (同上)

改正案

現行

<p>（振替口座簿の記載又は記録事項） 第二十八条 法第二百二十九条第三項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 発行者が次のイからハまでに掲げる者である場合において、加入者が当該イからハまでに定める者であるときは、その旨</p> <p>イ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者 同項に規定する外国人等</p> <p>ロ 放送法第百二十五条第一項に規定する基幹放送局提供事業者 同項に規定する外国人等</p> <p>ハ 放送法第百六十一条第一項に規定する認定放送持株会社 同項に規定する外国人等</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（振替口座簿の記載又は記録事項） 第二十八条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>イ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者（ロに掲げるものを除く。） 同項に規定する外国人等</p> <p>ロ 放送法第二条第三号の五に規定する委託放送事業者 同法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する同法第五十二条の八第一項に規定する外国人等</p> <p>ハ 放送法第五十二条の三十二第一項に規定する認定放送持株会社 同項に規定する外国人等</p> <p>三・四 （同上）</p>
---	--

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）  
 （第三十七条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 日本放送協会</p> <p>二十一 三十八（略）</p> <p>三十九 次に掲げる事業者のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの</p> <p>イ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の登録を受けた同法第二条第五号に規定する電気通信事業者（業務区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）</p> <p>又 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）第三条に規定する放送大学学園、その行う放送法第二条第二号に規定する基幹放送（以下この号において単に「基幹放送」という。）に係る同法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域が一の都道府県の区域内にとどまるもの及び同法第四百七十七条第一項に規定する有料放送を専ら行うものを除く。以下この号において「特定基幹放送事業者」という。）及び同法第二条第二十四号に規定する</p>	<p>（指定公共機関）</p> <p>第三条（同上）</p> <p>一 十九（同上）</p> <p>二十（同上）</p> <p>二十一 三十八（同上）</p> <p>三十九（同上）</p> <p>イ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の登録を受けた同法第二条第五号に規定する電気通信事業者（業務区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）</p> <p>又 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者（その行う放送に係る同法第二条第二項第二号に規定する放送対象地域が一の都道府県の区域内にとどまるもの及び同法第五十二条の四第一項に規定する有料放送を専ら行うものを除く。）</p>

基幹放送局提供事業者（同号に規定する基幹放送局設備を特定基幹放送事業者である同条第二十一号に規定する認定基幹放送事業者の行う基幹放送の業務の用に供するものに限る。

ㄱ

○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（第三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一〇十八 （略）</p> <p>十九 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の業務を行う事業又は同法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務を提供する事業</p> <p>二十〇二十四 （略）</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>一〇十八 （同上）</p> <p>十九 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の免許に係る無線局（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号に規定する電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）により放送を行う事業又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の十三第一項の認定に係る委託放送業務を行う事業</p> <p>二十〇二十四 （同上）</p>

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（生活関連等施設）</p> <p>第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号の電気通信事業者（同法第九条の登録を受けた者に限る。）がその事業の用に供する交換設備（同法第三十三条第一項の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が三万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が三万に満たないものを除く。）</p> <p>六 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送（放送法第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）が行う同条第四号の国内放送（地上基幹放送に限る。）の業務に用いられる放送局（同条第二十号の放送局をいう。以下この号において同じ。）であつて、同法第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から同法第二条第一号の放送をされる同条第二十七号</p>	<p>（生活関連等施設）</p> <p>第二十七条 （同上）</p> <p>一～四 （同上）</p> <p>五 （同上）</p> <p>六 日本放送協会又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三の一般放送事業者（同条第三号の四の受託放送事業者及び同条第三号の五の委託放送事業者を除く。）が同条第一号の二の国内放送を行う放送局（同条第三号の放送局をいい、人工衛星の無線局であるものを除く。以下この号において同じ。）であつて、同法第二条の二第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から放送（同法第二条第一号の放送をいう。以下この号において同じ。）をされる同法第二条第四号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送</p>

の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを  
主として行うもの以外のものの無線設備  
七〇十 (略)

を主として行うもの以外のものの無線設備  
七〇十 (同上)



○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（第四十条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七五五（略）</p> <p>七十六 放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）</p> <p>七十七〇九七七（略）</p> <p>九十八 削除</p> <p>九十九〇百四十八（略）</p> <p>百四十九 削除</p> <p>百五十〇百三十六（略）</p> <p>二百三十七 削除</p> <p>二百三十八〇百八十一（略）</p> <p>三百八十二 削除</p> <p>三百八十三〇百二十七（略）</p>	<p>（同上）</p> <p>一〇七五五（同上）</p> <p>七十六（同上）</p> <p>七十七〇九七七（同上）</p> <p>九十八 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三百三十五号）</p> <p>九十九〇百四十八（同上）</p> <p>百四十九 有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第五百一十二号）</p> <p>百五十〇百三十六（同上）</p> <p>二百三十七 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第四百四号）</p> <p>二百三十八〇百八十一（同上）</p> <p>三百八十二 電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）</p> <p>三百八十三〇百二十七（同上）</p>

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）  
 （第四十一条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十八 （略）</p> <p>十九 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の業務を行う事業又は同法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務を提供する事業</p> <p>二十～二十四 （略）</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>一～十八 （同上）</p> <p>十九 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の免許に係る無線局（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号に規定する電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）により放送を行う事業又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の十三第一項の認定に係る委託放送業務を行う事業</p> <p>二十～二十四 （同上）</p>

改正案

現行

<p>附則 （非課税外国法人に関する経過措置） 第五条 改正法附則第二条（非課税外国法人に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十一条（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）の規定の適用については、改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第五十一条から第五十一条の三まで（公社債等の利子等のうち公共法人等が引き続き有していた期間の金額等）の規定は、なおその効力を有する。</p>	<p>附則 （非課税外国法人に関する経過措置） 第五条 （同上）</p>
<p>（寄附金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金等に関する経過措置） 第十三条 新令第二百七条第三号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）の規定は、個人が附則第一条第三号（施行期日）に定める日以後に支出する新法第七十八条第一項（寄附金控除）に規定する特定寄附金について適用する。</p>	<p>（寄附金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金等に関する経過措置） 第十三条 （同上）</p>
<p>2 個人が、旧民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この項において「整備法」という。）第三十八条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人</p>	<p>2 個人が、旧民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この項において「整備法」という。）第三十八条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人</p>

をいう。)に対して、当該旧民法法人の移行登記日(整備法第六六条第一項(移行の登記)(整備法第二百一十一条第一項(認定に関する規定の準用)において読み替えて準用する場合を含む。))の登記をする日(をいう。))の前日までに寄附をした場合のその寄附に係る支出金については、旧令第二百一十七條第一項第二号及び第三号(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)並びに同条第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項第二号中「民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下この号において「整備法」という。))第三十八条(民法の一部改正)の規定による改正前の民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人であつて整備法第四十条第一項(社団法人及び財団法人の存続)の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するものうち、整備法第六六条第一項(移行の登記)(整備法第二百一十一条第一項(認定に関する規定の準用)において読み替えて準用する場合を含む。))の登記をしていないもの(整備法第三百三十一条第一項(認可の取消し)の規定により整備法第四十五条(通常的一般社団法人又は一般財団法人への移行)の認可を取り消されたものを除く。」と、同号ホ中「第五十三条第一項」とあるのは「第六十七條第一項」と、同項第三号中「民法第八十四条の二(都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理)その他の法令の規定により当該」とあるのは「当該」とする。

をいう。)に対して、当該旧民法法人の移行登記日(整備法第六六条第一項(移行の登記)(整備法第二百一十一条第一項(認定に関する規定の準用)において読み替えて準用する場合を含む。))の登記をする日(をいう。))の前日までに寄附をした場合のその寄附に係る支出金については、旧令第二百一十七條第一項第二号及び第三号(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)並びに同条第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項第二号中「民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下この号において「整備法」という。))第三十八条(民法の一部改正)の規定による改正前の民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人であつて整備法第四十条第一項(社団法人及び財団法人の存続)の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するものうち、整備法第六六条第一項(移行の登記)(整備法第二百一十一条第一項(認定に関する規定の準用)において読み替えて準用する場合を含む。))の登記をしていないもの(整備法第三百三十一条第一項(認可の取消し)の規定により整備法第四十五条(通常的一般社団法人又は一般財団法人への移行)の認可を取り消されたものを除く。」と、同項第三号中「民法第八十四条の二(都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理)その他の法令の規定により当該」とあるのは「当該」とする。

改正案

現行

<p>附則 （収益事業の範囲に関する経過措置） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特例民法法人が附則第一条第三号に定める日から移行登記日（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第六十六条第一項（移行の登記）（同法第二百一十一条第一項（認定に関する規定の適用）において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をする日という。）の前日までの間に行う改正前の法人税法施行令（以下「旧令」という。）第五条第一項第一号ハ（収益事業の範囲）に掲げる物品販売業、同号ニに掲げる販売業及び同項第三号ヲに掲げる金銭貸付業については、同項（第一号ハ及びニ並びに第三号ヲに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲等に関する経過措置） 第十二条 新令第七十七条第三号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）の規定は、法人が附則第一条第三号（施行期日）に定める日以後に支出する寄附金について適用する。</p> <p>2 法人が、旧民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する</p>	<p>附則 （収益事業の範囲に関する経過措置） 第四条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3（同上）</p> <p>4・5（同上）</p> <p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲等に関する経過措置） 第十二条（同上）</p> <p>2 法人が、旧民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する</p>
---	--

法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「整備法」という。）第三十八条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人をいう。）に対して、当該旧民法法人の移行登記日（整備法第百六条第一項（移行の登記）（整備法第二百一十一条第一項（認定に関する規定の準用））において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をする日をいう。）の前日までに支出する寄附金については、旧令第七十七条第一項第二号及び第三号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）並びに同条第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項第二号中「民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この号において「整備法」という。）第三十八条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人であつて整備法第四十条第一項（社団法人及び財団法人の存続）の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、整備法第百六条第一項（移行の登記）（整備法第二百一十一条第一項（認定に関する規定の準用））において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（整備法第百三十一条第一項（認可の取消し）の規定により整備法第四十五条（通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行）の認可を取り消されたものを除く。）」

法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「整備法」という。）第三十八条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人をいう。）に対して、当該旧民法法人の移行登記日（整備法第百六条第一項（移行の登記）（整備法第二百一十一条第一項（認定に関する規定の準用））において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をする日をいう。）の前日までに支出する寄附金については、旧令第七十七条第一項第二号及び第三号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）並びに同条第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項第二号中「民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この号において「整備法」という。）第三十八条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人であつて整備法第四十条第一項（社団法人及び財団法人の存続）の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、整備法第百六条第一項（移行の登記）（整備法第二百一十一条第一項（認定に関する規定の準用））において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（整備法第百三十一条第一項（認可の取消し）の規定により整備法第四十五条（通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行）の認可を取り消されたものを除く。）」

と、同号ホ中「第五十三条第一項」とあるのは「第百六十七条第一項」と、同項第三号中「民法第八十四条の二（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）その他の法令の規定により当該」とあるのは「当該」とする。

3 施行日から附則第一条第三号に定める日の前日までの間における新令第七十七条の二（特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額）の規定の適用については、同条第一項第二号中「、法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに」とあるのは、「並びに」とする。

と、同項第三号中「民法第八十四条の二（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）その他の法令の規定により当該」とあるのは「当該」とする。

3  
(同上)

○職員退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）

（第四十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第五条関係）

別表第一（第五条関係）

(略)	総務省	(略)
(略)	電気通信紛争処理委員会に置かれる事務局	(略)

(同上)	総務省	(同上)
(同上)	電気通信事業紛争処理委員会に置かれる事務局	(同上)



改正案	現行
<p>（情報通信国際戦略局の所掌事務）</p> <p>第十条 情報通信国際戦略局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 三 （略）</p> <p>四 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。以下同じ。）の            発達、改善及び調整に関する事（電気通信業及び放送業の国            際競争力の強化に関するものに限る。）。</p> <p>五 一 八 （略）</p> <p>（情報流通行政局の所掌事務）</p> <p>第十一条 情報流通行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 放送（有線放送を含む。以下同じ。）に係る情報の電磁的流            通のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律に関する            こと（有線ラジオ放送の施設の設置の規律に関するものを除く            ）。。</p> <p>二 一 九 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>（総合通信基盤局の所掌事務）</p> <p>第十二条 総合通信基盤局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の設置及び使            用の規律に関する事（放送に係るものにあつては、有線ラジ            オ放送の施設の設置の規律に関するものに限る。）。</p> <p>二 一 九 （略）</p>	<p>（情報通信国際戦略局の所掌事務）</p> <p>第十条 （同上）</p> <p>一 一 三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p> <p>五 一 八 （同上）</p> <p>（情報流通行政局の所掌事務）</p> <p>第十一条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 一 九 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>（総合通信基盤局の所掌事務）</p> <p>第十二条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 一 九 （同上）</p>

2 3 (略)

(情報流通行政局に置く課)

第七十六条 情報流通行政局に、郵政行政部に置くもののほか、次の九課を置く。

総務課

情報流通振興課

情報通信作品振興課

情報通信利用促進課

地域通信振興課

放送政策課

放送技術課

衛星・地域放送課

2 (略)

(放送政策課の所掌事務)

第八十二条 放送政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 放送に係る無線局免許等関係事務に関すること(他課の所掌に属するものを除く)。

三 一般放送の施設の使用の規律に関すること(他課の所掌に属するものを除く)。

四 六 (略)

(放送技術課の所掌事務)

2 3 (同上)

(情報流通行政局に置く課)

第七十六条 (同上)

2 (同上)

(放送政策課の所掌事務)

第八十二条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 電気通信役務利用放送の施設の使用の規律に関すること(他課の所掌に属するものを除く)。

四 六 (同上)

(放送技術課の所掌事務)

第八十三条 放送技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 一般放送の施設の使用の規律（有線放送の施設の使用の規律を除く。）に関する技術的事項に関する事。

(地上放送課の所掌事務)

第八十四条 地上放送課は、次に掲げる事務（衛星・地域放送課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 地上放送（国内において受信されることを目的として行われる放送（次条第一号に規定する衛星放送及び有線放送を除く。）をいう。以下同じ。）に係る無線局免許等関係事務に関する事（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 地上放送に該当する一般放送の施設の使用の規律に関する事（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 放送業（地上放送に関するものに限る。）の発達、改善及び調整に関する事（情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。

(衛星・地域放送課の所掌事務)

第八十五条 衛星・地域放送課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 衛星放送（人工衛星の放送局（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十号に規定する放送局をいう。）により行われる放送をいう。次号及び第五号において同じ。）（国際放送、市区町村放送（主として一の市町村（特別区を含む。）の区域の一部において受信されることを目的として行われる

第八十三条 (同上)

一・二 (同上)

三 電気通信役務利用放送の施設の使用の規律（有線放送の施設の使用の規律を除く。）に関する技術的事項に関する事。

(地上放送課の所掌事務)

第八十四条 (同上)

一 (同上)

- 二 地上放送に該当する電気通信役務利用放送の施設の使用の規律に関する事（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 (同上)

(衛星・地域放送課の所掌事務)

第八十五条 (同上)

- 一 衛星放送（人工衛星に開設する放送局（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号に規定する放送局をいう。）により行われる放送及び人工衛星に開設する無線局の無線設備を使用する電気通信役務利用放送をいう。次号及び第五号において同じ。）（国際放送、市区町村放送（主として一の市町

地上放送をいう。次号及び第五号において同じ。）及び有線放送に係る無線局免許等関係事務に関すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。

二 衛星放送、国際放送又は市区町村放送に該当する一般放送の施設の使用の規律に関すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。

三 有線テレビジョン放送の施設の設置及び使用の規律並びに有線ラジオ放送の施設の使用の規律に関すること。

四 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること（情報流通振興課の所掌に属するものを除く。）。

五 放送業（衛星放送、国際放送、市区町村放送及び有線放送に関するものに限る。）の発達、改善及び調整に関すること（情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。

（事業政策課の所掌事務）

第九十三条 事業政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通のための有線の施設の設置及び使用の規律に関すること（放送に係るものにあつては有線ラジオ放送の施設の設置の規律に関するもの限り、データ通信課及び電気通信技術システム課の所掌に属するものを除く。）。

二 〇六 （略）

（電気通信技術システム課の所掌事務）

村（特別区を含む。）の区域の一部において受信されることを目的として行われる地上放送をいう。次号及び第五号において同じ。）及び有線放送に係る無線局免許等関係事務に関すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。

二 衛星放送、国際放送又は市区町村放送に該当する電気通信役務利用施設の施設の使用の規律に関すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。

三 （同上）

四 （同上）

五 （同上）

（事業政策課の所掌事務）

第九十三条 （同上）

一 （同上）

二 〇六 （同上）

（電気通信技術システム課の所掌事務）

第九十六条 電気通信技術システム課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報の電磁的流通のための有線の施設の設置及び使用の規律（放送に係るものにあつては、有線ラジオ放送の施設の規律に限る。）に関する技術的事項に関する事。

二・三 (略)

(電波環境課の所掌事務)

第一百三条 電波環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関する事。
- 二 無線局の電波の発射の停止に関する事。
- 三 無線局に電波の発射を命じてその発射する電波の質又は空中線電力について行う検査（以下「電波の質等の検査」という。）に関する事。
- 四 無線設備の機器の試験及び校正に関する事。
- 五 無線設備に関する基準・認証制度に関する事。

六 電波法第十条第一項に規定する無線設備等の検査又は点検の事業を行う者の登録に関する事。

七 高周波利用設備に係る電波の監督管理に関する事。

八 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関する事。

九 高周波利用設備に係る電波の利用の促進に関する事。

十 国際電波監視機関との連絡に関する事。

十一 電波部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事。

第九十六条 (同上)

一 (同上)

二・三 (同上)

(電波環境課の所掌事務)

第一百三条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

六 電波法第十条第一項に規定する無線設備等の点検の事業を行う者の登録に関する事。

七 (同上)

八 (同上)

九 (同上)

十 (同上)

十一 (同上)

(情報通信行政・郵政行政審議会)

第二百二十五条 情報通信行政・郵政行政審議会は、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)、情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)、電気通信事業法、郵便法、お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 (略)

(情報通信行政・郵政行政審議会)

第二百二十五条 情報通信行政・郵政行政審議会は、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第一百四十四号)、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)、情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)、電気通信事業法、郵便法、お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 (同上)